

# 省エネ再エネ高度化投資促進税制 <再生可能エネルギー> (所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

- 導入初期のキャッシュフロー改善により事業リスク低下と再投資拡大を図るとともに、電源毎の実態に即した設備の積極的普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成するための税制措置を講ずる。

改正概要 【適用期限：平成31年度（2019年度）末まで（2年間）】

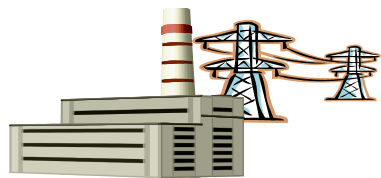
- 再エネ設備及び付带的設備を導入することで、発電量（kWh）の増加に資する先進的な設備投資等に対して、20%の特別償却を講ずる。

## 本税制の対象設備

- **再エネ設備**  
中小水力発電設備、木質バイオマス発電設備・熱供給装置、バイオマス利用メタンガス製造装置、地熱発電設備  
※先進的要件を満たすものに限定（木質バイオマスは熱電併給等の場合、水力はコスト一定以下のものを導入する場合、等）
- **付带的設備**  
蓄電池、自営線、風力発電関係設備（系統安定化・メンテナンス高度化設備）

### 具体例① 木質バイオマス発電設備（熱電併給）

- ボイラー等の熱供給装置を設置し、熱電併給によってエネルギー効率向上。



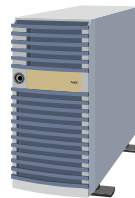
発電設備



熱供給装置

### 具体例② 付带的設備（メンテナンス高度化設備）

- 風車の異状振動を感知するセンサー等メンテナンス高度化設備を設置・活用し、設備利用率向上。



メンテ高度化設備



発電設備

# 対象設備及び要件について

| 対象設備               |   | 各設備の要件  |
|--------------------|---|---|
| 再エネ設備              | 中小水力発電設備（3万kW未満）  | ○1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの<br>200kW未満・・・272万円/kW<br>200kW以上1,000kW未満・・・109万円/kW<br>1,000kW以上3万kW未満・・・39万円/kW   |
|                    | 地熱発電設備（1,000kW以上）   | ○設備利用率80%を超えると見込まれるもの   |
|                    | バイオマス利用装置   | -   |
|                    | 一 木質バイオマス発電設備（2万kW未満）   | ○木質バイオマス燃料の年間利用率80%を超えると見込まれるもの<br>○下記のいずれかを満たすもの<br>・設備利用率80%を超えると見込まれるもの<br>・熱電併給を行うもの<br>・1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの<br>2,000kW未満・・・62万円/kW<br>2,000kW以上2万kW未満・・・41万円/kW |
|                    | 二 木質バイオマス熱供給装置（160GJ/h未満）   | ○木質バイオマス燃料の年間利用率が80%を超えると見込まれるもの<br>○装置のうち、ボイラーの熱効率80%を超えるのもの   |
| 三 バイオマス利用メタンガス製造装置 | ○熱電併給を行うもの  |   |
| 付带的設備              | 風力発電装置専用機械類   | -   |
|                    | 周波数変動制御装置   | ○接続される風力発電装置※の発電出力が1万kW以上のもの<br>※遠隔出力制御装置については、接続される風力発電装置が「既設」のものに限る。  |
|                    | 発電出力制御装置（ウィンドファームコントローラー）   |   |
|                    | 異常検出装置（コンディションモニタリングシステム）   |   |
|                    | 遠隔出力制御装置  |   |
|                    | 定置用蓄電設備   | ○蓄電出力が接続される再エネ設備（※）の発電出力と比較して同等以下のもの  |
| 電線路（自営線）           | ○再エネ設備（※）のいずれか又はその附属設備（定置用蓄電設備を含む。）と電気的に接続するもの<br>○再エネ設備（※）を所有する者が維持し運用するもの |   |

※太陽光発電設備（10kW以上）、風力発電設備（1万kW以上）、税制の要件を満たす中小水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス利用装置